

令和 8 年度「介護の仕事」魅力発信事業
業務委託

プロポーザル実施要領

令和 8 年 5 月
岩 手 県

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度「介護の仕事」魅力発信事業業務委託」（以下「本委託」という。）に係る委託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 業務内容

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「委託仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 業務内容

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 委託件名及び数量 | 令和8年度「介護の仕事」魅力発信事業業務委託 一式 |
| (2) 委託の仕様等 | 資料2「委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 委託契約締結の日から令和9年3月31日まで |
| (4) 予算額 | 2,361千円（税込）以内 |

3 参加者の資格に関する事項

本委託に関する参加者は、以下に掲げるプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「4 プロポーザル手続等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

[参加資格の要件]

- (1) 本委託の実施について、仕様書で定める職員の配置が可能であり、また、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ 県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 本委託の実施において、個人情報等の取扱いを伴う事務等を実施する際は、資料2「委託仕様書 4 その他留意事項(3)」に記載の事項に留意するとともに、個人情報の保護に関し安全管理措置（※）がなされ、資料2関係別記「個人情報取扱特記事項」を遵守できる者であること。

(※) 安全管理措置…個人情報保護委員会が作成・公開している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）平成28年11月（令和7年6月一部改正）」に掲載の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照。

(URL：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

(9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 プロポーザル手続等に関する事項

(1) 担当課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県保健福祉部長寿社会課（岩手県庁9階）
電話：019-629-5444
FAX：019-629-5439
電子メールアドレス：kaigo-jinzai@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の提示

プロポーザル手続等に関する下記の要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。
(トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>コンペ>コンペ参加者募集情報)に掲載する。

資料1	プロポーザル実施要領（本書）
資料2	委託仕様書
資料2 関係	（別記）個人情報取扱特記事項
資料3	企画提案書作成要領
資料4	プロポーザル審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間：令和8年5月8日（金）～5月13日（水）午後5時まで

イ 受付場所：4の(1)に同じ

ウ 提出方法：原則として、電子メール又はFAXによる。

エ 回答方法：受け付けた質問については、随時、すべての参加者に回答する。

なお、最終回答の期日は令和8年5月14日（木）とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

(ア)	【様式1-2】プロポーザル参加資格確認申請書
(イ)	【様式1-3】団体等に関する調書
(ウ)	【様式1-4】事業に関わる職員一覧
(エ)	【様式1-5】受付票
(オ)	プロポーザル参加資格確認結果の通知用封筒一式（長型3号封筒にプロポーザル参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定型郵便物110円分の切手を添付したもの）
(カ)	個人情報の保護に関する安全管理措置に係る資料（個人情報保護規定等）

イ 提出期限：令和8年5月18日（月）

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に担当課に直接提出のこと。

(イ) 郵送の場合は、書留にて提出期限までに担当課に必着のこと。

- ウ 確認結果：参加資格の確認結果は、令和8年5月20日（水）までに通知する。
- エ 留意事項
- (ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。
- (イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- (ウ) 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。
- (5) 参加資格の喪失
- 参加者は、「5 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定める書面審査の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。
- (6) 参加資格が認められなかった者に対する説明
- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
- (ア) 提出期限：令和8年5月22日（金）午後5時まで
- (イ) 提出場所：3の(1)に同じ
- (ウ) 提出方法：原則として、電子メール又はFAXによる。
- イ 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和8年5月29日（金）までに説明を求めた者に対し書面でその理由を回答する。
- (7) 企画提案書等の提出
- 参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。
- ア 提出書類：資料3「企画提案書作成要領」で定める書類
- イ 提出部数：4部（正本1部・副本3部）
- ウ 提出期限：令和8年5月25日（月）〔必着〕
- エ 提出先：岩手県保健福祉部長寿社会課（住所等は上記「4（1）担当課」を参照）
- オ 提出方法：持参又は郵送による。
- (ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- (イ) 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて担当課宛の親展でウの提出期限までに必着のこと。
- カ 留意事項
- (ア) 参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- (イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
- (ウ) 業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- (エ) そのほか、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。
- (8) 企画提案の無効
- (4)のエにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出された業務提案
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）又は第94条（虚偽表示）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ 上記2(4)の委託料の予算額を超えた提案
- オ その他企画提案に関する条件に違反した提案
- (9) プロポーザルへの不参加
- ア 参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、諸般の事情によりプロポーザルに参加しない場合は、「5 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定める書面審査の前日までに、【様式1-6】「プロポーザル参加辞退届」を4の(1)まで持参又は郵送により申し出

なければならない(必着のこと)。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他のプロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。審査は書面審査とし、参加者によるプレゼンテーションは行わない。

なお、企画提案等の内容が、上記「2 業務内容」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会による審査

ア 審査期日(予定)：令和8年5月26日(火)～6月1日(月)

イ 開催場所(予定)：盛岡市内

ウ 審査方法等：

(ア) 委員による審査は、参加者から提出された企画提案書等の内容に基づき行う。

(イ) 追加資料の提出は認めない。

(3) 委託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に書面により通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 苦情申し立て

本手続きにおける参加資格の確認、その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年3月5日岩手県告示第215号)」により、岩手県政府調達苦情検討委員会(連絡先岩手県出納局会計課指導担当 電話番号019-629-5990)に対して苦情を申し立てることができる。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 契約保証金：会計規則に基づき判断する

(3) 企画提案書等の位置付け

企画提案書等に記載された事項は、委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本委託の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 追加事業との関係

県は年度途中に必要と認めた事業については、委託候補者が行った企画提案以外のものでも、契約を締結する場合がある。なお、それらの事業についても委託候補者が業務を行なう場合があるものとし、その業務に係る費用は、当初の契約金額の範囲内で賄うものとする。

(5) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

7 調達手続の停止等

岩手県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することがある。

8 公正なプロポーザルの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案

内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(2) 参加者が本件プロポーザルに要した費用については、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書および添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 「実施要領等に関する質問票」提出期限 | 5月13日（水） |
| (2) 質問事項に関する県の最終回答期限 | 5月14日（木） |
| (3) 「プロポーザル参加資格確認申請書」提出期限 | 5月18日（月） |
| (4) 参加資格に関する県の回答期限 | 5月20日（水） |
| (5) 「企画提案書」提出期限 | 5月25日（水） |
| (6) 企画提案選考委員会（書面審査） | 5月26日～6月1日（予定） |
| (7) 契約締結 | 6月中旬（予定） |